



大阪弁護士会
Osaka Bar Association
since 1880

知らずに食べていませんか？ 遺伝子組換え(GM)食品表示について考える

遺伝子組換え(GM)食品の表示制度が始まって約17年。この間、GM農産物の生産量も増大し、これを使用する加工食品も増えていますが、遺伝子組換え食品と表示された加工食品をスーパーで見かけることはありません。それは、なぜなのでしょう？

今、消費者庁では、GM食品表示制度の見直しが進められていますが、この機会に、消費者にとって本当に知りたい情報とは何か、それを表示させる制度とは何か、一緒に考えてみませんか。

参加費
無料

一時保育あり！
(完全予約制)



2018

7/28 sat

午後1時～4時

大阪弁護士会館2階203・204会議室

プログラム

第1部 基調報告

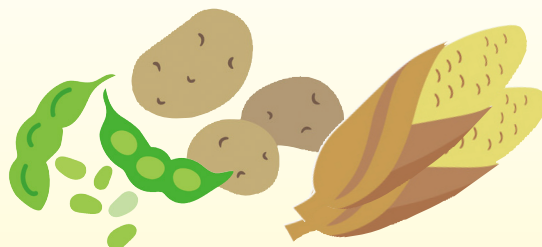
1. 知っていますか？
現行の遺伝子組換え(GM)食品表示ルール
報告者 当会会員
2. 遺伝子組換え表示制度に関する検討会の
検討状況について
報告者 船江 莉佳
(第二東京弁護士会、日弁連消費者問題対策委員会委員)
3. わが国の加工食品メーカーにおける
遺伝子組換え(GM)の使用実態について
報告者 西 分 千秋
(たねと食とひと@フォーラム事務局長)
4. アメリカにおける
遺伝子組換え(GM)表示について
報告者 渡 辺 繁 美
(生活クラブ連合会企画部企画課課長)

第2部 パネルディスカッション

パネリスト各報告者

コーディネーター 石川 直 基

(大阪弁護士会、元内閣府消費者委員会食品表示部会委員)



主催／大阪弁護士会 共催／日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会

お問合せ先

大阪弁護士会 人権課(消費者保護委員会担当事務局)

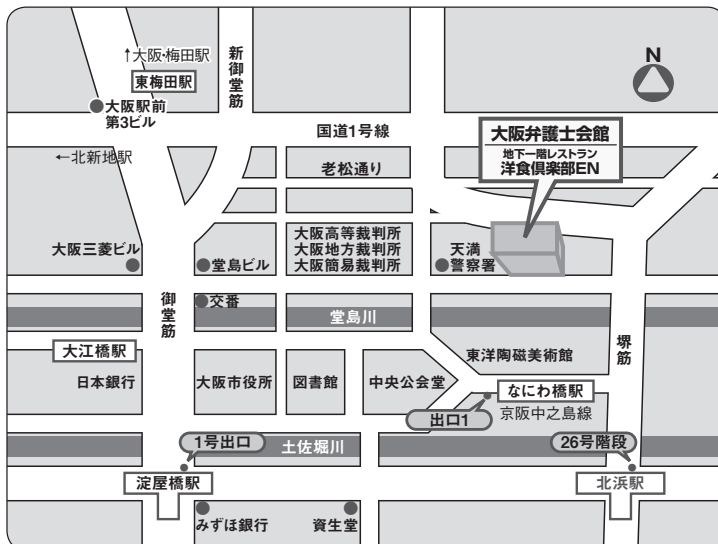
TEL 06-6364-1227

※大阪弁護士会のホームページからも参加申し込み可能です。

<http://www.osakaben.or.jp>

大阪弁護士会

検索



知らずに 食べていませんか?

～遺伝子組換え(GM)食品表示について考える～

【日時】2018年7月28日(土)午後1時～4時

【会場】大阪弁護士会館2階203・204会議室
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



一時保育サービスを実施します(要予約・無料)

Call 》06-6364-1227

申込方法：大阪弁護士会人権課(消費者保護委員会担当事務局)まで、電話でお申込ください。

申込期限：7月18日(水)

【対象】原則、首がすわっている乳児～未就学児 【時間】集会開始15分前から終了15分後まで

参加申込書

ふりがな	
氏名	
TEL	() —
FAX	() —
ご所属	
参加人数	

※ ご記載いただいた個人情報、参加確認の目的以外には使用いたしません。

大阪弁護士会 人権課(消費者保護委員会担当事務局)宛

FAX 06-6364-7477